

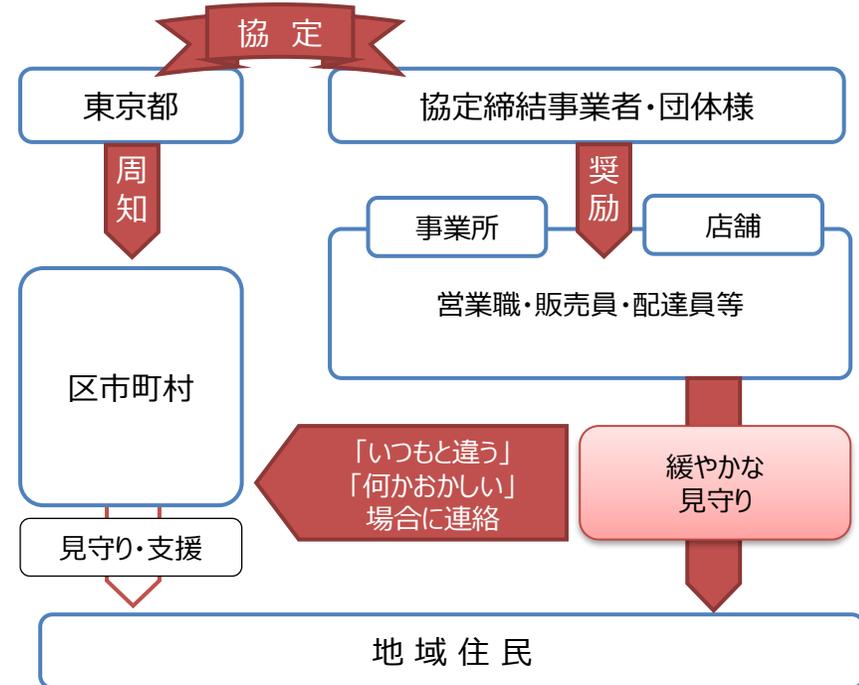
東京都高齢者見守りサポーター協定について（概要）

ポイント

高齢者やその家族等が地域で安心して生活できるよう、都内で広域的に活動する事業者様等と連携して、見守り等を行う内容の協定です。

事業者・団体の役割	各事業所や店舗等に協定の趣旨を周知・以下の取組を奨励 ① 区市町村との間での以下②から⑤についての連携体制の構築 ② 高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施 ③ 認知症のある人やその家族を支える地域づくりへの協力 ④ 高齢者等の消費者被害の防止 ⑤ その他（認知症による行方不明者の早期発見等）
東京都の役割	区市町村に協定の趣旨を周知するとともに、以下により事業者・団体等の取組が円滑に実施できるよう支援 ① 区市町村との連携体制の構築の支援 ② 見守りに関する研修の開催、見守り情報を共有するアプリの提供 ③ その他情報提供等

緩やかな見守りのイメージ



協定締結事業者・団体

東京都では、現在62事業者・団体（令和8年2月時点）と「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」を締結しています。

（協定締結事業者・団体の参考）

事業者団体が存在する場合には、事業者団体との締結を優先しています。

事業者団体が存在しない等の場合は、個別の事業者・団体様と締結しています。

- 1 都内において複数の区市町村に店舗や事業所を有するなど、日常的に広域で事業活動を行っている事業者
- 2 日常業務において高齢者等と接する機会が多く、協定に定める緩やかな見守りを円滑に実施できる事業者（ただし、介護保険事業所を始め、高齢者の生活支援等を業務として行っている事業者は除く。）
- 3 政治活動及び宗教活動を事業目的とする団体でないこと
- 4 法令及び公序良俗に反する行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っていないこと

区市町村の協定との整理

都と事業者様等との協定内容が区市町村に**包括的に適用**されますが、すでに同様の協定を締結済みの場合、又は今後締結予定の場合は、**区市町村との協定が優先**されます。

